

219

様式44

令和4年7月27日

三重県知事

あて

医療法人住所 三重県鈴鹿市南江島町9番15号

医療法人の名称 医療法人 栄恵会

理事長 二井 栄

電話 (059) 388-2221



決 算 届

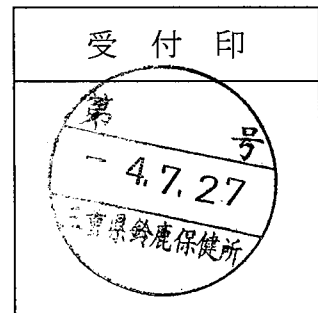
令和3年5月1日から令和4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



事 業 報 告 書

(自 令和 3年 5月 1 日 至 令和 4年 4月 30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 栄恵会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市南江島町 9 番 15 号

(3) 設立認可年月日 平成 5年 6月 14日

(4) 設立登記年月日 平成 5年 6月 23日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	二井 栄	白子ウィメンズホスピタル管理者
常務理事	二井 立恵	白子クリニック小児科管理者
理 事	二井 亮祐	
同	二井 章太	IVF 白子クリニック管理者
同	二井 理文	
監 事	二井 麻衣子	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	白子ウィメンズホ スピタル	三重県鈴鹿市南江島町 9-15	一般病床 29床
診療所	白子クリニック 小児科	三重県鈴鹿市南江島町 6-17	
診療所	IVF 白子クリニック	三重県鈴鹿市南江島町 8-2	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
鈴鹿市病児保育室ハピールーム 【鈴鹿市から委託を受けて管理】	三重県鈴鹿市南江島町 8-10	
地域子育て支援拠点事業 ハッピーの広場 (鈴鹿市の委託を受けて実施)	三重県鈴鹿市南江島町 6-17	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年6月21日 決算報告の承認に関する件

令和 3年6月21日 役員報酬の件

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) そ の 他

法人名 医療法人 栄恵会
 所在地 三重県鈴鹿市南江島町9番15号

財 産 目 録
 (令和 4年 4月30日現在)

1. 資産額	3,016,811,665 円
2. 負債額	476,654,762 円
3. 純資産額	2,540,156,903 円

(内 訳)		(単位:円)
区 分		金 額
A	流 動 資 産	934,947,608
B	固 定 資 産	2,081,864,057
C	資 産 合 計 (A+B)	3,016,811,665
D	負 債 合 計	476,654,762
E	純 資 産 (C-D)	2,540,156,903

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃貸 ■部分的に法人所有(部分的に賃貸))
 建 物 (□法人所有 □賃貸 ■部分的に法人所有(部分的に賃貸))

法人名 医療法人 栄恵会
 所在地 三重県鈴鹿市南江島町9番15号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 4月30日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	934,947,608	I 流動負債	61,876,762
II 固定資産	2,081,864,057	II 固定負債	414,778,000
1 有形固定資産	339,867,811	負債合計	476,654,762
2 無形固定資産	375,360	純資産の部	
3 その他の資産	1,741,620,886	I 基金	30,000,000
III 繰延資産	0	II 剰余金	2,510,156,903
		純資産合計	2,540,156,903
資産合計	3,016,811,665	負債・純資産合計	3,016,811,665

法人名 医療法人 栄恵会
 所在地 三重県鈴鹿市南江島町9番15号

損 益 計 算 書
 (令和 4年 4月30日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
I 医業損益	
1 医業収益	1,288,941,340
2 医業費用	1,296,083,412
医業利益	△ 7,142,072
II 医業外収益	82,651,291
III 医業外費用	2,695,785
経 常 利 益	72,813,434
IV 特別利益	10,735,564
税 引 前 当 期 純 利 益	83,548,998
法 人 税 等	3,000,000
当 期 純 利 益	80,548,998

監事監査報告書

医療法人 栄恵会

理事長 二井 栄 殿

私は、医療法人栄恵会の令和1会計年度(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査の結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和 4年6月26日

医療法人 栄恵会

監事 二井 麻衣子

